平成２２年（フ）第５４５号
千葉県千葉市美浜区磯辺６丁目２番17棟108号
債務者　米田　　謙
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　与川　勇馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７７号
埼玉県日高市大字原宿249番地13　レオパレスプチ・フルールⅡ203号室、住民票上の住所埼玉県日高市大字原宿229番地30
債務者　海藤　光谷
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４８９号
大阪府池田市呉服町12番16号
債務者　石川　晴久
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５３８号
愛知県豊田市中田町西山19番地５　キングスコート豊田中田弐番館901号
債務者　川本　知子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
函館市桔梗２丁目14番９号
債務者　麓　はるみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５９号
函館市弥生町20番16号
債務者　丸山　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４３号
群馬県館林市大街道３丁目16番23号　ドリームタウンＢ―201
債務者　小川　佳純
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１９２号
群馬県太田市西本町68番27―105号
債務者　佐藤　太信
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８４号
三重県志摩市阿児町立神3363番地12
債務者　今西セツ子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
群馬県沼田市上原町1706番地６
債務者　武渕　巳秋
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第８６７号
さいたま市中央区新中里３丁目７番13号　コスモ中里Ｂ101号、旧住所さいたま市中央区大戸４丁目24番13号　コーポトヨダ202
債務者　工藤　　透
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
埼玉県桶川市大字上日出谷1060番地の７
債務者　鈴木　治郎
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９４号
埼玉県鴻巣市前砂555番地
債務者　金子　浩之
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８９５号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目８番地１
債務者　石塚　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９８０号
埼玉県桶川市東２丁目14番６号　イーストコート桶川204号
債務者　西村　勝代
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０９号
さいたま市桜区田島４丁目11番18号　渡辺コーポ201号
債務者　大室　　清
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２１号
埼玉県川口市並木１丁目６番35―105号　川口サマリヤマンション
債務者　寄藤　照彦
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係